

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

競争的研究費等に関する不正防止計画

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）では、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程」第16条により、競争的研究費等の適正な運営及び管理を行うため、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する不正防止計画」を以下のとおり定める。

なお、本文中における「コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会」には研究倫理 e ラーニングを含むものとする。

I 不正防止計画

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因		防止計画
不明瞭な責任体系	・時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会において責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因		防止計画
使用ルール、規程等の理解不足	・競争的研究費等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会において、使用ルール・規程等を周知し、また理解度チェックリストを行い、使用ルール、規程等の理解不足を防止する。
コンプライアンスに対する意識の低下	・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。
不正使用に対する意識の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての研究者等を対象としコンプライアンス・研究倫理教育の受講を義務付け、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明し不正使用に対する意識の低下を防止する。 ・全ての研究者等及び競争的研究費等に係る取引業者（旅費関係を除く支出額合計が10万円以上となる場合）から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。
不正発生の要因		防止計画
不正防止体制の形骸化	・時間が経過することにより、コンプライアンス意識が低下し、不正防止対策の実施がなされずに放置される。	・コンプライアンス推進責任者は、所属する学科又は課において、不正防止対策の実施状況について定期的に統括管理責任者へ書面により報告する。また統括管理責任者は、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告することを義務付け、不正防止体制の形骸化を防止する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

	不正発生の要因	防止計画
発生要因の把握	・不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	・不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

4. 競争的研究費等の適正な運営及び管理活動

	不正発生の要因	防止計画
発注・契約権限の理解不足	・発注又は契約は原則、法人本部財務課が行うルールについて、周知徹底されていない。	・コンプライアンス・研究倫理教育に係る研修会において、発注・契約権限を周知し、理解不足を防止する。
予算管理が不十分	・予算執行状況や債務が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪い教員等に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
財源特定が不十分	・発注段階での財源特定がなされていない。	・発注段階で、研究計画調書に記載されている研究経費がチェックするよう、コンプライアンス・研究倫理教育で指導・注意喚起を行う。
取引業者等との癒着	・取引業者が研究者等と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	・競争的研究費等に係る取引業者（旅費関係を除く支出額合計が10万円以上となる場合）から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより不正抑制の注意喚起を行う。 ・研究者から架空取引や虚偽の請求者等の書類作成の依頼等があった場合は、業者は直ちに本学に通報することを周知する。
勤務状況の確認が不十分	・勤務状況の確認において、研究者以外の第三者確認の機能を十分に果たすことができていない。	・非常勤雇用者の出勤簿等の管理を法人本部財務課で行うことで、勤務状況の第三者確認を機能させる。
出張事実等の確認が不十分	・旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	・出張後は速やかに、証憑書類とともに旅費精算申請書を財務課に提出し、出張報告書を法人本部総務課に提出することを義務付け、カラ出張や水増し請求を防止する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因		防止計画
相談窓口、 通報窓口の 認識不足	・ 相談窓口及び告発窓口が判りに くいため、不正が潜在化する。	・ 相談窓口及び告発窓口は、ホームページによ り周知しているが、さらにコンプライアンス 教育・研究倫理教育に係る研修会において周 知する。

6. モニタリングの充実

不正発生の要因		防止計画
検証とモニ タリングが 不十分	・ 不正の防止を推進する体制の検 証及び不正使用発生要因に着目 したモニタリングが不十分であ るため、不正発生のリスクが存 在する。	・ 内部監査室は、統括管理責任者及び不正防止 計画部署と連携して不正の防止を推進するた めの体制について検証するとともに、不正が 発生しやすい要因に着目した監査を実施する ことを義務付ける。

II 不正使用防止計画の点検・評価

統括管理責任者および不正防止計画部署（法人本部財務課）は、競争的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について定期的に点検・評価を行い、見直ししなければならない。またそのことについて最高管理責任者に報告をしなければならない。

最高管理責任者は、統括管理責任者および不正防止計画部署により行われた点検・評価について確認し、不正防止計画の策定及び見直しを裁定する。

附 則

この不正防止計画は、平成28年9月30日に決定し、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画の一部改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この不正防止計画の一部改正は、2020年11月1日から施行する。

附 則（2023年3月15日合同教授会）

この不正防止計画の一部改正は、2023年4月1日から施行する。